

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成24年8月21日（火）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録		
平成 2 4 年 8 月 2 1 日		開 会
		午前 9 時 3 0 分
		閉 会
		午前 1 1 時 2 2 分
出席者	委員	小 林 倫 明 大 田 浩 栄 裕 明 大 崎 秀 治 小野沢 耕一 阿 部 善 博 △森 繁 之 ○沼 倉 孝 太 小 池 義 和 小 林 正 明
	議員	議長 中 村 昌 治 副議長 野 元 好 美 オブザーバー 市 川 圭 臼 井 貴 彦
欠席者	な し	
説明のため の出席者	な し	
事務局 職 員	佐藤議会事務局長 河本議事課長 小宮同課担当課長 川端同課副主幹 竹下同課主査 北野同課主査 西原議会総務課長 渋谷政策調査課長	

協 議 事 項	平成２４年相模原市議会９月定例会の運営について (１) 会期 (２) 会議開催日 (３) 代表質問・個人質疑通告期限 (４) 一般質問通告期限 (５) 議事日程 (６) 一般質問通告者数、順位について (７) 決算特別委員会について (８) その他 ① 全員協議会の開催について ② 部会の開催について ③ 議員派遣の議決について ④ １２月定例会会議日予定（仮案）について ２０２０年オリンピック・パラリンピック競技大会日本招致の協力について 意見書の提出について ・地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について その他
傍 聴 者	なし
署 名	委員長 沼 倉 孝 太

午前9時30分 開会

○沼倉委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は10名で定足数に達している。

これより日程に入る。



平成24年相模原市議会9月定例会の運営について

○沼倉委員長 9月定例会の運営についてを議題とする。

資料について、事務局から説明させる。

事務局長。

○佐藤議会事務局長 それでは、1の9月定例会の運営について、(1)から(4)までについて説明する。内容については、お配りしている資料1をごらんいただきたい。

9月定例会会議日予定で、9月定例会は、8月27日を初日として、9月28日までの会期33日間である。会議日は、お示ししてあるとおりである。本会議は8月27日、初日、提案説明、9月4日、5日が代表質問・個人質疑である。代表質問終了後に決算特別委員会の設置をお願いする。それから、9月25、26、27日の3日間は一般質問で、9月28日、最終日は、委員長報告から採決までをお願いする。委員会等についてだが、9月5日は、本会議で決算特別委員会の設置が議決されると、決算特別委員会を開催させてもらって、正副委員長の互選をお願いする。それから、全員協議会とお示しさせてもらっている。内容については、後ほど説明させてもらう。7日から13日は、総務委員会から文教委員会及び決算特別委員会の総務分科会から文教分科会まで開催させてもらう予定である。24日は決算特別委員会を開催させてもらい、決算について議決をお願いする。それから、備考にあるように、9月10日の環境経済部会、11日の民生部会、12日の建設部会、三つの部会について、開催をお願いする。内容については、後ほど説明させてもらう。欄外にあるように、9月定例会の関係の議会だよりのための議会運営委員会を10月19日金曜日午前9時30分から開催をお願いしたいと考えている。

会議日程については以上である。

○沼倉委員長 議事課長。

○河本議事課長 それでは、議事日程について説明させてもらう。資料2をごらんいただきたい。

9月定例会付議事件一覧だが、議案39件、報告7件、提出9件、合計55件で、議案の内訳は資料に記載のとおりである。このほかに、付議予定案件として、人事議案が5件予定されている。

1ページ目をごらんいただきたい。議案第70号から2ページの議案第80号までは決算案件で、これらについては、決算特別委員会を設置して、具体的な審査については、各分科会で行ってもらうことになる。

議案第81号相模原市防災会議条例の一部を改正する条例についてだが、災害対策基本法の改正に伴い、防災会議の所掌事務の変更並びに委員及び専門委員となる者の追加その他所要の改正を行うものである。

議案第82号相模原市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例については、仮称緑区合同庁舎が来年3月から供用開始となることに伴い規定の追加、それから、緑分室の新設に合わせてのあじさい会館及びあじさい会館南分室の利用時間、利用料金の改正、ボランティアセンターをボランティア活動室とする名称変更、さらに利用者間の相互利用の開始に伴う規定の追加、それから、緑分室の指定管理者の指定の特例に関する規定の追加その他所要の改正を行うものである。

4ページをごらんいただきたい。議案第84号から5ページの議案第91号、議案第93号、議案第96号は、いわゆる地方分権一括法の施行に伴う関係条例の整備を行うもので、4ページの議案第84号相模原市医療法施行条例については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権一括法による医療法の改正によって、診療所における専属薬剤師の配置に関する基準について、厚生労働省令で定める基準に従い所要の定めをするものである。

議案第85号から議案第90号までは、地方分権一括法による環境衛生六法の改正により、県からの権限以上に伴って条例を制定するもので、議案第85号が理容師法、第86号が美容師法、第87号が興行場法、第88号が公衆浴場法、第89号がクリーニング業法ということで、それぞれ

の法改正に伴って、県からの権限移譲によって条例を制定するものである。

５ページの議案第９０号相模原市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例の一部を改正する条例については、関係する条例は既に制定されていたが、一括法による旅館業法の改正により、新たに県から権限移譲があったことから、規定の追加その他所要の改正を行うものである。

議案第９１号食品衛生法の施行に関する条例の一部を改正する条例についても、地方分権一括法の施行に伴って、食品衛生法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

議案第９２号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例については、環境影響評価制度について、専門的見地から調査審議させるために、環境審議会の委員の数を変更して増員を図るものである。

議案第９３号相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例についても地方分権一括法にかかわるもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴って、本市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者が有すべき資格に係る規定の追加を行うものである。

議案第９４号相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例については、福島復興再生特別措置法の施行に伴い、公営住宅入居の際の市内居住要件や収入基準等の資格要件を適用除外とする特例に係る規定の追加を行い、相模湖地域にある横道住宅、中丸Ａ住宅の廃止に伴い、規定の削除その他所要の改正を行うものである。

議案第９５号相模原市営自動車駐車場条例の一部を改正する条例については、相模大野駅西側自動車駐車場の設置及び同駐車場の管理を指定管理者に行わせるために必要な規定の追加を行うもので、地下１階地上１１階建てのうち、１階から１１階までで、収容台数は、普通自動車が６９８台、二輪自動車が５１台である。

議案第９６号相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例についても地方分権一括法により水道法の改正が行われ、本市が設置する簡易水道について、布設工事監督者が監督を行うべき水道の布設工事の範囲等に係る規定の追加を行うものである。

議案第９７号相模原市火災予防条例の一部を改正する条例についてだが、

電気自動車用の急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理の基準に係る規定の追加を行うものである。

議案第 98 号工事請負契約についてだが、相模原麻溝公園競技場仮称第 2 競技場整備工事その 1 で、契約金額は 4 億 5,995 万 2,500 円で、総合評価方式による条件付一般競争入札で行っており、契約の相手方は、日本体育施設・東神興業共同企業体である。履行期限は 450 日以内ということで、平成 24、25 年度の継続事業で、日本陸連の第 4 種公認陸上競技場として整備を予定しているものである。

7 ページをお開きいただきたい。議案第 99 号工事請負契約についてだが、旧南清掃工場解体工事で、契約金額は 5 億 389 万 5,000 円で、契約の相手方は安藤建設・古木建設共同企業体、履行期限は 730 日以内ということで、平成 24 年から 26 年度までの継続事業となっている。

議案第 100 号工事請負契約については、津久井広域道路仮称東中野橋新設工事その 2 にかかわるもので、契約金額は 5 億 8,695 万円である。契約の相手方は日本橋梁・肥後建設共同企業体で、平成 24、25 年度の継続事業となっており、下り線の工事は昨年完了しているということで、今回は上り線にかかわる工事と伺っている。

8 ページだが、議案第 101 号工事請負契約については、仮称上溝学校給食センター新築工事に係るもので、契約金額は 4 億 8,019 万 6,500 円で、契約の相手方は相陽建設株式会社、これも平成 24、25 年度の継続事業となり、共和小、大野台小、並木小へ給食を提供して、災害時の炊き出し機能もあわせ持ったものと伺っている。

議案第 102 号工事請負契約については、仮称上溝学校給食センター新築給排水衛生設備工事で、契約金額 4 億 6,777 万 5,000 円、契約の相手方は野崎工業所・今井水道共同企業体である。

9 ページをごらんいただきたい。議案第 103 号工事請負契約についてだが、デジタル消防救急無線活動波整備工事ということで、市内の消防救急活動に使用する活動波のデジタル消防無線の整備工事で、契約金額は 1 億 250 万円、契約の相手方は日本電気株式会社神奈川支社で、平成 24 年から 26 年度にかけての継続事業となる。

議案第 104 号不動産の処分については、中央区南橋本 1 丁目 13 番 4

の宅地を自治会法人南橋本自治会に無償譲渡するもので、当該土地について、相模原市が同自治会から自治会の集会所用地として寄附を受け取得したもので、今回、同自治会から財産取得に関する意向が示されたことから、同自治会に無償で譲渡するものである。

議案第１０５号損害賠償額の決定についてだが、本市の塵芥車による交通事故に係る損害賠償の額を決定するもので、損害賠償額は５９１万４，９６５円となる。事故の概要については、南清掃工場の正門から右折して出た本市の塵芥車が、右から直進していた甲——社会福祉法人あすなる会の所有する軽乗用車に衝突して、甲の車両が同工場に進入するために対向車線に停車していた乙の軽乗用車に衝突したことで、甲、乙の車両が破損して、甲、乙に乗車していた者が負傷したものである。

１０ページをごらんいただきたい。議案第１０６号損害賠償額の決定については、道路管理瑕疵に係る損害賠償の決定を行うもので、損害賠償額は２７９万８，３６０円である。事故の概要としては、平成２３年７月の台風６号の接近に伴う豪雨により、緑区名倉の認定外道路に接する被害者所有の上部のり面及び認定外道路の下部のり面が崩落したことで、大量の土砂が被害者の宅地内に流入して、家屋の一部、物置等を破損したものである。

議案第１０７号市道の認定についてだが、開発行為に係るもの９路線、寄附２路線の合計１１路線を認定するものである。

議案第１０８号平成２４年度相模原市一般会計補正予算第３号は、１３億８，７００万円の補正額ということで、内容については、ポリオの定期予防接種が不活化ワクチンに切り換えられることに伴い、個別予防接種として実施するための必要経費の増額などが主なものである。

報告第１７号については、継続費の精算報告ということで、城山文化ホール整備事業、防災行政用同報無線統合整備事業、市民健康文化センター改修事業、津久井広域道路東中野橋新設事業、相模原麻溝公園整備事業、市営内郷住宅整備事業、境川第２８バイパス雨水幹線整備補助事業、これらに関して継続費の精算報告を行うものである。

報告第１８号、第１９号については、平成２３年度決算に基づいて、それぞれ、健全化判断比率、資金不足比率について報告するものである。

報告第20号から次ページの報告第23号までについては、委任専決事項の規定に基づき専決処分を行ったもので、報告第20号については、相模原市災害対策本部条例の一部を改正する条例ということで、災害対策基本法の改正に伴って、同条の条項を引用する規定の整理を行うものである。

報告第21号だが、相模原市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例ということで、相模大野駅西側自転車駐車場の設置にかかわる条例改正の際に、当初、地番で位置をしたものだが、その後、住居番号が設定されたことから、位置の表示の改正を行うものである。

報告第22号については、工事請負契約の変更で、市道新戸相武台道路改良工事第2工区の変更で、契約金額を271万円増額するもので、地盤を掘ったところ、想定したよりも大きい粒のれき層があったということで、掘削方法を変更すること等の理由によって変更を行うと伺っている。

報告第23号については、損害賠償額の決定に係るもので、交通事故に係るものが5件、東清掃事業所の管理に係るものが1件、道路管理に係るものが3件、地域センターの管理に係るものが1件、合計10件について専決処分をしたものである。

12ページの下だが、提出案件ということで、平成24年度相模原市教育委員会点検・評価結果報告書、平成23年度基金運用状況書が13ページまで7件あり、一番最後に、株式会社神奈川食肉センター経営状況説明書ということで1件ある。

その下、付議予定案件、人事5件ということで、内訳については、教育委員会の委員の選任についてが2件、人権擁護委員の候補者の推薦についてが3件ある。

2の請願・陳情については、現在、陳情第9号ということで、所得税法第56条の廃止についてが出ており、文書表は未配付である。あと1件問い合わせが来ているので、場合によっては受理することがあるかもしれない。

3の監査報告は5件ということで、うち4件は今回配付するが、1件については未配付なので、後ほど配付させてもらうことになる。

資料3をごらんいただきたい。会議日程を説明する。

初日8月27日、提案理由の説明で、通し番号1から2ページ目の通し

番号４２まで提案説明を行い、報告案件、提出案件である。

３ページ目、第２日目、９月４日だが、代表質問・個人質疑となる。

４ページ目、第３日目だが、９月５日、代表質問・個人質疑を行い、終了後、決算特別委員会の設置を行い、その後、各議案が日程表の右に記された委員会に付託となる。６ページ、教育委員会の委員の選任、人権擁護委員の候補者の推薦について、提案説明から採決までお願いしたい。その後、陳情について、委員会に付託する。

第４日、５日、６日目は一般質問になる。

７ページ、最終日だが、９月２８日、各委員会の委員長報告から質疑、討論、採決までをお願いしたい。その後、専決処分の報告と監査報告で閉会となる。

以上である。

○沼倉委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったら願います。――

なければ、以上で本件を終わる。

次に、一般質問通告者数、順位についてを議題とする。

通告者数については、資料４のとおりとなるので、確認をお願いします。

次に、日ごとの質問者数については、前回の議運において、仮案として、９月２５日が９名、２６日が９名、２７日が６名とさせてもらったが、この件についていかがか。――

では、このように決定させてもらう。

次に、通告順位について協議願う。

通告順位、きょう、お示ししていただくということでお願いしてある。大きい会派から順に、当然、交渉会派でない少数会派にも十分配慮しながら順位を決めていければと思っている。

新政クラブ。

○小野沢委員 １番、５番、９番、１１番、１５番、１８番、２１番、２４番の合計８名である。

○沼倉委員長 それでは、民主・新無所属の会、願います。

○小池委員 私どもは、とりあえず１番、あと９番、あと、どちらでもいいが、とりあえず１０番、あと、１８番、２３番、以上５名である。

- 沼倉委員長 公明党、お願いします。
- 栄委員 3番、11番、17番、22番、以上である。
- 沼倉委員長 共産党、お願いします。
- 大田委員 2番と12番をお願いします。
- 沼倉委員長 市民連合、お願いします。
- 小林（正）委員 特に決めていないので、調整の中で十分だと思う。
- 沼倉委員長 みんなのクラブ。
- 小林（倫）委員 4番と19番。
- 沼倉委員長 みんなの党。
- 市川議員 6番。
- 沼倉委員長 無所属、臼井議員。
- 臼井議員 20番をお願いします。
- 沼倉委員長 今、皆さんから希望を伺った。1番、9番、11番、18番の四つがかぶっている。希望されている会派の中で、特にこだわらずに移動してもいいというところがあったら報告してもらいたい。
- 新政クラブ、民主・新無所属の会、1番が重なっているが、どこかへ移ってもいいというところがあれば。空いているところは7番、8番……。
- 新政クラブ。
- 阿部委員 そういうやり方ではなくて、うちは3人いるので、9、9、6なので、バランス的には、できれば初日3名、中日3名、最終日2名で、なるべく続かないようにしてもらいたいので、空いているから7番とかではなく、それだけ配慮してもらえれば。
- 沼倉委員長 民主・新無所属の会。
- 小池委員 とりあえず、私たちは9番を7番に変更してもらいたい。
- 沼倉委員長 そのほかに。
- 公明党。
- 栄委員 11番を13番に変えたいと思う。
- 沼倉委員長 民主・新無所属の会。
- 小池委員 18番を16番に変更する。そうすると、私どもも5名ということで、初日2人、中日2人、最終日1人という形をとりたいが、今、順番を変更させてもらって、9番を7番に変えたときに、初日2名出

したいので、1 番を 8 番に変えてしまうと、7、8 と連続して質問してしまうことになるので、1 番の方、ぜひその辺、御理解いただければと思っている。

○沼倉委員長 今そういう話が出たが、どうか。

新政クラブ。

○小野沢委員 それでは、1 番を 2 番にさせてもらって、共産党、どうか。（「8 番、では 8 番で」と呼ぶ者あり）

○沼倉委員長 いいか。（「いい」と呼ぶ者あり）

それでは、共産党が 8 番、市民連合が 1 4 番。

それでは、事務局から結果を発表させる。

議事課長。

○河本議事課長 では、確認する。

1 番が民主・新無所属の会、2 番が新政クラブ、3 番が公明党、4 番がみんなのクラブ、5 番が新政クラブ、6 番がみんなの党、7 番が民主・新無所属の会、8 番が共産党、9 番が新政クラブ、1 0 番が民主・新無所属の会、1 1 番が新政クラブ、1 2 番が共産党、1 3 番が公明党、1 4 番が市民連合、1 5 番が新政クラブ、1 6 番が民主・新無所属の会、1 7 番が公明党、1 8 番が新政クラブ、1 9 番がみんなのクラブ、2 0 番が無所属、2 1 番が新政クラブ、2 2 番が公明党、2 3 番が民主・新無所属の会、2 4 番が新政クラブ。

以上である。

○沼倉委員長 ただいま事務局より報告があつたが、いかがか。（「はい」と呼ぶ者あり）

確認がなされたので、そのように決定する。

次に、決算特別委員会について、事務局から説明させる。

議事課長。

○河本議事課長 決算については、全議員で特別委員会を構成して審査を行う。第 1 回目の決算特別委員会は、9 月 5 日本会議終了後、第 3 委員会室で開催するが、まず正副委員長の互選を行い、各常任委員会の分科会を設置して、各分科会の正副担当委員長を指名するが、各分科会の正副担当委員長については、各常任委員会の正副委員長を充てることとされて

おり、第1回目の決算特別委員会は以上で終了する。

決算特別委員会の委員長、副委員長について、どのように選任するかという協議を、この後お願いできればと思っている。なお、委員長、副委員長の氏名については、8月27日の本会議初日終了時までに事務局に連絡してもらえればと思う。

決算特別委員会の各分科会は、各常任委員会終了後に開催され、説明ののち、質疑のみを行う。質疑時間は、答弁を含めておおむね60分程度を努力目標とすることとなっている。なお、所属する分科会の所管以外で関連する質疑を予定される場合については、所管以外の理事者の出席を求める必要があることから、事前に通告をお願いしている。分科会の所管をまたがる質疑通告期限は9月6日の正午までとなっているので、間違いのないようお願いしたい。

第2回目の決算特別委員会は9月24日に開催され、市長以下、各部長までの出席を求めて、各分科会担当委員長の報告に対する質疑、討論、採決を行う。

資料5をごらんいただきたい。9月5日と24日、第3委員会室で開かれる決算特別委員会の席次で、9月5日の決算特別委員会は正副委員長の互選を行う。この場合、年長議員が進行することになるが、溝渕議員は移動距離が少ない方がいいと思われるので、5日の特別委員会だけ、小野議員の席に溝渕議員が座るということで、お願いできればと思っている。

○沼倉委員長 決算特別委員会の正副委員長を互選でということだが、あらかじめ、どこの会派でということ、この場で決めたいと思う。今までは第1会派、第2会派ということでやってきたが、いかがか。

新政クラブ。

○阿部委員 今、委員長から話もあったとおり、従前の話もあるので、新政クラブで委員長を務めさせてもらいたいと思う。

○沼倉委員長 今そういう発言があったが、特に異議ないか。（「なし」と呼ぶ者あり）

副委員長についてはいかがか。

民主・新無所属の会。

○小池委員 決算特別委員会の副委員長については、その重責から、

第2会派の我が会派が引き受けさせてもらいたいと思う。

○沼倉委員長 今そういう意見があったが、いかがか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、協議が調ったので、そのようにする。

次に、（8）その他の①から③について、事務局から説明させる。

議事課長。

○河本議事課長 それでは、その他、まず、全員協議会の開催ということで、全員協議会を開催してほしい旨の申し出が市側からあるので、決算特別委員会終了後に全員協議会を開催させてもらえればと思う。案件としては、受益者負担の在り方の基本方針（案）について、裏面の下水道事業への企業会計方式の導入についてである。先ほど、決算特別委員会の座席を資料5で説明させてもらったが、本来9月5日については、理事者は出席しないが、今回、決算特別委員会終了後、全員協議会となるので、決算特別委員会の段階で理事者席も用意させてもらって、終了後、小休止で理事者が入って、その後、全員協議会を開催するような形でお願いできればと思っている。

②部会の開催ということで、今回、三つの部会の開催が予定されており、まず民生部会だが、案件については、地方分権一括法の施行に伴い整備する条例（案）の概要についてということで、その中身については、（仮称）相模原市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定の申請者に関する基準を定める条例外23条例ということで、地方分権一括法の関係で、多くの条例の関係で説明させてもらうことになると思う。

次に環境経済部会については、（仮称）相模原市地球温暖化対策推進条例（案）の概要について、地方分権一括法の施行に伴う相模原市都市公園条例の改正（案）の概要についてである。

建設部会については、地方分権一括法の施行に伴い整備する条例（案）の概要についてということで、相模原市市営住宅条例外5条例、道路占用料等の見直しについて、旧津久井地域の下水道事業に係る受益者負担金・受益者分担金の旧市制度への統合についてということで、以上が部会で予定されている案件である。

③の議員派遣の議決ということで、資料6をごらんいただきたい。案件

は二つあって、1つ目が、第189回神奈川県市議会議長会定例会及び研修会ということで、10月26日、座間市で開かれ、野元副議長に関する議員派遣である。

2つ目として、町田市議会議員との交流事業ということで、11月6日に町田市で行われる合同研修会に対しての全議員に係る議員派遣で、これについては、最終日、簡易採決でお願いできればと思う。

○沼倉委員長 次に、12月定例会の仮案について、事務局から説明させる。

事務局長。

○佐藤議会事務局長 それでは、資料7をごらんいただきたい。12月定例会の仮案について説明する。

12月定例会については、11月19日を初日として、12月20日までの会期32日間である。会議日程についてだが、11月19日に本会議、28日に本会議、代表質問・個人質疑である。翌29日は本会議予備日である。12月に入って3日から7日まで、各委員会を開催させてもらう予定である。17、18、19の3日間については一般質問である。最終日の20日については、委員長報告から採決までである。それから、備考にあるように、11月20日については、午後5時が代表質問・個人質疑の通告期限である。それから、12月10日が一般質問通告期限午後3時である。12月定例会に係る議会運営委員会については、11月13日午前9時30分から開催させてもらう予定である。

12月定例会の仮案については以上である。

○沼倉委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったらお願いする。――

ないようなので、事務局の説明のとおり決定する。

—————◇○◇—————

2020年オリンピック・パラリンピック競技大会日本招致の協力について

○沼倉委員長 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会日本招致の協力についてだが、前回の議運において、持ち帰り協議すること

となっていたので、検討結果について、各会派の意見を伺いたい。

新政クラブ。

○阿部委員 新政クラブは、ぜひやるべきだと考えているので、どのような形でというところはあると思うが、各会派の皆さん、どのような形であれば一緒に出せるのかという部分で、ぜひ協力してもらいたいと考えている。

○沼倉委員長 民主・新無所属の会。

○小池委員 前回これが出されたときにも言ったが、相模原市のメリットあるいは支持率の話もあったと思うが、東京での機運というものが、今の段階ではなかなかつかみきれていないのが現状かと思い、現段階でこの決議を出すことはいかななものかということで、なかなか賛同しかねる部分があるという結論に至っている。

○沼倉委員長 公明党。

○栄委員 さっきあったように、支持率が非常に低い、それから、オリンピックが終わってからの調査がまだされていないので——上がってくるのではないかと予測はしているが、その辺の課題も若干、また、さまざまな課題もあるので、その辺もしっかりと様子を見ながらになるが、提出する方向性でいる。

○沼倉委員長 共産党。

○大田委員 共産党としては、オリンピック自体は反対ではないが、現在の招致合戦というか、ちょっと加熱し過ぎている面もあり、また、東京の招致に関しても、詳細もわからない、協力するにしても、何をするかわからないということで、現段階では賛同しかねるという結論である。

○沼倉委員長 市民連合、いかがか。

○小林（正）委員 前回も言ったが、これは民主・新無所属の会も言われたところだが、自治体の議会の決議がどれだけ効果があるのか。効果があるとすれば、やることは意味があると思うが、それがつかめない以上は、むしろ自治体の議会の議決というのは、世界的なオリンピックの開催において、どれほどのものがあるのか漠としていて、それがあればプラスになる、議会があるわけだから、開催地は全部、決議するわけである。ほとんど決議合戦みたいな形で、そんなに影響はないというところからする

と、様子を見ながらやった方がいいと思う。

○沼倉委員長 みんなのクラブ、いかがか。

○小林（倫）委員 提出に同意する。

○沼倉委員長 皆さんの意見を伺った。可否、様子見、いろいろである。これを短期間でまとめるのは、なかなか難しいかと思うが……。

市民連合。

○小林（正）委員 バッジが私の机の上にあったが、あれはどういうものなのか、説明できる方がいれば、説明してもらった方がありがたい。

○沼倉委員長 議会総務課長。

○西原議会総務課長 実はきのう、テーブルの上に置かせてもらって、代表者会議のときに代表者には渡していたが、そのときに事務局で預かったものを皆さんにお配りしていなかったもので、きのう、早く配った方がいいということで配らせてもらった。代表者の机には置かないで、皆さんのテーブルに置かせてもらったので、特に他意はない。

○沼倉委員長 どこから来たものか。

○西原議会総務課長 バッジについては、先日、議長のところに東京都議会の方がいらしたときに、これを議員の皆様にとということでお持ちになったものである。

○沼倉委員長 市民連合。

○小林（正）委員 そうすると、当然、開催候補地だから、東京都議会が一つの主導権を持たれていると思うが、全国の県の議長会あるいは政令市の議長会といったレベルでの動きはどのようにあるのか、もし把握していたら。

○沼倉委員長 事務局長。

○佐藤議会事務局長 今、議会総務課長が説明したとおり、先日、東京都議会のオリンピック招致を担当する議員あるいは事務局が本市に見えた——本市に見えたというのは、政令市であるからということで、伺っているのが、47都道府県の議会、それから、政令市の議会という話があった。そのときに、いろいろな資料も持ってきてもらったので、昨日、その資料を議員の皆様にもお配りしていると思う。（「配っていない方が何人かいる。済まない」と呼ぶ者あり）失礼した。まだ配っていない議員もい

るようだが、いずれにしても、パンフレット等についても持参してもらったので、それを配らせてもらったという状況である。

○沼倉委員長 市民連合。

○小林（正）委員 決議したところは、もう出ているのか。今からの動きだから、まだ、ないということか。

○沼倉委員長 事務局長。

○佐藤議会事務局長 実際に決議をしたと伺っているところは、今はない。ただ、その決議に向かって動いている政令市は幾つかあると聞いている。近隣だと、横浜市が9月定例会に向けて準備を進めているということも伺っているが、詳細については、まだわかっていない。ただ、先日、指定都市の会議で情報交換させてもらった中では、決議を提出できるかどうかはわからないが、いずれにしても、9月定例会あるいは12月定例会ぐらいには、取り扱いについて議論を進めていきたいという話があった。それは各政令市の内容である。

○沼倉委員長 民主・新無所属の会。

○森委員 前回、支持率47%という話があって、いろいろ報道を調べたところ、全国的な支持率ではなくて、東京都内の都民の支持率だという報道がされている。要は都民の機運をどう高めていくのかというところが開催地のポイントだと新聞やテレビ等々で言われていて、先ほど市民連合が言われた、この決議にどれだけの意義があるのかという話もある一方で、共産党も言われていたように、オリンピック自体は反対ではないということで、議会が決議する意義と効果等、もう少し調べさせてもらった方がいいと思う。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○阿部委員 議会としてなので、もちろんこだわる部分ではないが、横浜が動いているというのは——パンフレットって、これのことか。当然、会場の中に横浜国際総合競技場も入っているので、横浜が動くのはある程度理解できるというところと、あと、東京の話だという議論の流れがあるのは、新政クラブとしては、オリンピックはやっぱり日本の話だということで、地方議会、それも関東にあって、お隣の東京都の話で、相模原も当然、日本の首都にオリンピックを招致しようという話だから、影響がある

とかないとか、効果があるとかないとかいう部分ももちろん見きわめる必要はあると思うが、やはり、この議論は、しっかりと日本の問題としてやっていくべきではないか、盛り上がっていくべきではないかと考えている。前回、残念だったが、やはり東京だけが盛り上がるのではなくて、日本全体として、国際イベントについて盛り上げていこうという流れをつくっていくことも大事というところで、こういう話が来たと考えているので、ぜひ前向きに議論して、いい結果が出るように、できることはあると思うし、また、ロンドンでやっているオリンピックも、相模原の子供たちも影響をたくさん受けていると考えているし、まして、それが東京で開催されるということであれば、私たちも実際に行って、世界の一流のスポーツを開催できる、その現場にすることができるという意義は大きいと考えているので、前向きに議論してもらいたいと考えている。

○沼倉委員長 他に発言はないか。――

それでは、様子見、前向きにという意見があったことを踏まえて、どう取り扱っていくか。

市民連合。

○小林（正）委員 2020年の問題だから、もう少し時間を置いても一つもおかしくないと思う。12月定例会の間にいろんな動きが出てくると思うから、その辺の動向を踏まえていったらどうか。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○小野沢委員 我が会派は、ぜひ進めたい。これも一つの例だろうが、先般、総合体育館で体操の選手権が行われるということで、前売り入場券を販売したら、前の日から並んで、非常に人気があって、即座に売り切れたという情報もあるし、そういう意味では、市民も今回のオリンピックに対する関心度も高いし、そういう中で、議会としても、進める方向で、12月定例会ごろまでには方向を出した方がいい。

もう1点、聞きたいが、さっき、代表者会議で挨拶に来たということがあったが、代表者会議に要請に来たのか。

○沼倉委員長 議会総務課長。

○西原議会総務課長 代表者会議に情報提供させてもらった。そのときに、代表者の方には、さっきのバッジとパンフレットを渡したという話

をしたかった。済まない。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○小野沢委員 代表者会議では、この件についてはどうかという雑談が議論はされたのか。

○沼倉委員長 議会総務課長。

○西原議会総務課長 代表者の中では、議運に諮ってという話だった。

○沼倉委員長 今、少し様子見という中で、12月定例会あたりで決定してもいいのではないかという意見があった。結論を出す日程も来年の9月と迫っているということで、余りずるずると長くはできない状況の中で、12月定例会で結論を出す、皆さん、そこまでに、今話に出ていたように、オリンピックの結果とか、東京都民の盛り上がりとかを見きわめて結論を出すということではいかがか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、そのように確認させてもらう。



意見書の提出について

○沼倉委員長 意見書の提出についてを議題とする。

事務局から説明させる。

議事課長。

○河本議事課長 それでは、資料8をごらんいただきたい。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択についてということで、全国森林環境税創設促進議員連盟ということで、議員連盟の会長をしている新潟県村上市議会議長の名前で来ており、この議員連盟については、森林の公益的機能の持続的な発揮、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための新たな税財源として、「全国森林環境税を」創設することを目指して、全国の加盟市町村で組織しているということで、加盟市町村は314市議会あると伺っている。その連盟から、今回、連盟加入以外の全国の市町村に、初めてこういった依頼が来たと伺っている。今言ったように、全国森林環境税を創設することを目的に活動しているということで、9月定例会において、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書を

採択してもらいたいということで、裏面に案文が来ており、これを見ると、一番下の方に、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築してほしいという内容での要求をしている団体と伺っており、神奈川県下では、清川村、山北町が入っているということで、どちらかというと、比較的、小さな市町村が加盟している。政令市でいうと、唯一、浜松市が加入している団体と伺っており、とにかく、今回初めて加盟市町村以外の全国の市町村に協力してもらいたいということで意見書の採択の依頼が来ているので、この取り扱いについて協議してもらえればと思う。

○沼倉委員長 今説明があった。これについて協議してもらいたい。いかがか。

新政クラブ。

○小野沢委員 まだ、よく内容はわからないが、相模原市も緑区の関係については、森林・林業・山村対策、そういうことが入っているようだから、中身をよく議論してからだが、そういう方向での税の創設ということならば、取り組みを進めてもらいたい。

○沼倉委員長 取り扱いについて、持ち帰ってもらってということでいいか。（「基本的には持ち帰って議論するということで」と呼ぶ者あり）
みんなのクラブ。

○小林（倫）委員 持ち帰りでもいいと思うが、読んでいて、よくわからないが、これは何に対しての課税とか、詳細の部分というのは何かないのか。

○沼倉委員長 議事課長。

○河本議事課長 今回あったのはこの依頼文だけなので、そのほかの接触はこちらもないので、この文面で判断するしかない。各政令市も今回初めて、浜松市以外、全部来ているので、今、様子見の形で、いろいろ調査等をしている状況だと伺っている。

○沼倉委員長 みんなのクラブ。

○小林（倫）委員 少なくとも314の市議会で集まって何か議論されているはずだから、もし手に入るようだったら、そこでの詳細とか、そういう情報も提供してもらえたらと思う。

○沼倉委員長 議事課長。

○河本議事課長 わかる範囲で、こちらも調査をかけて、事前にお示しできればと思う。

○沼倉委員長 依頼文の中に9月定例会においてと書いてあるが、取り扱いについて、この議運で結論を出さなければいけないということだが、このことに関して、いつ協議したらいいか、日程等も含めて、決められるものだったら決めた方がいいと思うが。

市民連合。

○小林（正）委員 小さい自治体が中心になっているといえども、やはり相模原にも関係することだし、みんなのクラブから出た税の中身というのは、地球温暖化対策のための税ということで、我々は余り直接的によくわかっていないが、10月から導入されることを前提にしたものの一定割合をここへ充ててくれということで理解すれば、特に反対する理由はないということであれば、9月定例会で出す方向で、文言の例があるので、正副委員長でまとめてもらって、確認して提出するというところでどうか。この間、疑義があればまた別だが、何となく、いいのではないかという感じはする。

○沼倉委員長 公明党。

○栄委員 持ち帰ってでないと正式には言えないが、個人的な意見になるが、森林面積に応じてという文言が入っているので、欲しいなという気持ちはある。

○沼倉委員長 それでは、事務局が調査した結果を踏まえて、要点を整理して、皆さんに情報提供して、結論を出してもらう日程を決める、そういう手順をとりたいと思うが、いかがか。（「9月5日の決算特別委員会、全協の後とか、どこか枠をとって、取り扱いだけ1回協議させてもらいたい」と呼ぶ者あり）では、とりあえず、早い段階で1回、議運を開催する。今、具体的に5日という話が出たが、仮として5日、全協の後ということで、日程だけ仮押さえしてもらいたいと思う。

では、そのように決定させてもらう。

—————◇○◇—————

その他

○沼倉委員長 その他について、何か発言があったらお願いします。

共産党。

○大田委員 基地対策特別委員会で話題に上がったが、6月定例会に間に合わないということで、延期となっていたオスプレイの意見書について、取り扱いをどうするか決めてもらいたい。

○沼倉委員長 私も基地対策の委員なので、その経緯はよく知っているが、6月定例会にオスプレイの関係で意見書を出したいという話が基地対策特別委員会の中で出て、その取り扱いについては、議会運営委員会に任せようという結論だった。それを受けての共産党の発言だと思うが、このことについて、皆さんの意見はいかがか。

新政クラブ。

○阿部委員 基本的には、オスプレイが本市上空で低空飛行しながら訓練をするということがあってはならないわけだが、国も、きちんと事故がないように安全を図るという対応をして、それまでは飛ばさないという発言もあると認識しているので、現状、その危惧があるので、すぐに意見書というのは、もう少し議論が必要ではないか、状況を見きわめる必要があるのではないかという立場だが、森林の意見書の議運もあるので、案文とかをもらって協議するのであれば、協議自体はやぶさかではないし、また、本市の基地対策の取り組みというのは、当然、発言していかなければいけない部分なので、そういう議論は必要だと思うが、現状では、オスプレイの飛行に関して、すぐに市議会で意見書をというのは、意見書の重みとか、議会としての統一を得るには、まだ難しいのではないかと考えている。

○沼倉委員長 他に発言はないか。――

それでは、発言ないようなので、この件についても5日に結論を出すということでいいか。――

では、そのように取り計らう。

議会総務課長。

○西原議会総務課長 9月定例会における議会傍聴についてだが、中央公民館の高齢者学級が、9月26日に議会傍聴したいということで計画

している。傍聴者が約50名ということで多いので、事前に情報提供させてもらいたいと思う。

昨年も高校生の傍聴があったが、ほかの傍聴の方に影響を与えるようだったら、中央公民館の高齢者学級の方については、ロビーのモニターで傍聴してもらうという約束ができています。9月26日の一般質問2日目、冒頭の9時半から1時間程度、本会議の区切りのついたところで退出するということが計画している。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○小野沢委員 前回議論した議場の対面式質問席の関係、テーブルか椅子が、用意できていれば、きょう、皆さんで確認してもらえればと思う。

○沼倉委員長 議事課長。

○河本議事課長 一応、城山の方から演壇等は本市の議場に運び込んでいるので、議運が終わった後、ごらんいただくと思っていたので、用意はできている。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○阿部委員 今の議論は、来年の5月臨時会までに質問席を設置しようという方向性だけで、もし、仮に質問席を設置することで議席の変更がない場合は、5月臨時会にこだわる必要は全然なくて、むしろもっと前倒しで議論を進めることができるので、きょう、議運を閉じてしまうと、その確認ができないので、例えば質問席を設置しても、高さとか、横の補助席をどのように設置するのか、段差にかませるようになっている部分の高さが違うので、切ってそろえるとか、前に出すとか、そういう話もあると思うので、その辺の指示をして、もし前倒しできるのであれば、9月定例会が終わってからその話をするのではなくて、合意できるところがあるのであれば、きょうの時点で合意して、その指示をしてもらって、例えば、色がちょっと違うのであれば、色を塗ろうとか、その辺の予算どりをしてもらおうとか、予算を見積もってもらおうとか、いろいろ作業はあると思うので、その指示が出せるぐらいまでは議論を進めてもらいたいので、休憩してもらって、見て、できれば、やってもらいたいと思う。

○沼倉委員長 今そのような発言があった。ここで休憩をとって、議場の物を見て、改めて再開する。

休憩する。

午前 10 時 47 分 休憩

午前 11 時 13 分 開議

○沼倉委員長 再開する。

ただいま議場で城山の議会の演壇を見てもらったが、皆さん、いかがか。
3つあったが、あるものを利用するというのが一つの考え方だったと思うので、それを踏まえて城山から運んできた。

新政クラブ。

○阿部委員 基本的には質問席で1問目を行うことも考えられるし、今後の議会運営で、また変更するというのも当然あり得るが、しっかりとしたものをつくりたいと考えているので、城山で使っていた演壇を用いて、高さ調節とか、色合いとか、微調整は行ってもらって、横に補助席を置く形で準備してもらいたいと思う。また、演壇はかなり大きいから、一般質問、代表質問・個人質疑以外には使用することがないと思うので、できれば可動式のキャスター等つけるなどして、常にあるというよりは、使用時だけ設置するような形で、マイクとか電源の設置でいろいろ工夫が必要かと思うが、そちらの方で行ってもらう方がいいと考えている。また、時期については、5月の臨時会で、結果として席の移動等が必要であれば、それも検討できると思うが、あの演壇を設置するという形で、それにあわせた議会運営の話を協議できれば、5月よりかなり前倒して実際の運用ができると思うので、遅くとも3月定例会には設置できるような形で、議運としても協議してもらいたいと考えている。

あと、これは会派としてまとめた意見ではないが、出ている意見としては、席の移動の部分、当然、カメラに皆さんが常に映っているような状況になるので、その考え方については、1回やってみてもいいという意見もあるが、やはり、前の席というのはいい席だと認識しているので、前三つ何で空いているのというのも、カメラに映るからというのであれば、それはどうかという意見もあったので、そういうのも含めて、詳細を詰めてもらって、なるべく早目に実施してもらいたいと考えている。

○沼倉委員長 対面式の質問席を設けるということで、議論の方向性

は一つまとまっていた、それを踏まえての意見をもらったということなので、その部分を私の意見として足しておく。

民主・新無所属の会、いかがか。

○小池委員 今委員長が言われたように、ぜひ、設置の方向に向かって進んでいってもらいたいと思うし、先ほど見させてもらって、高さ、色合い、いろいろ調整するところはあると思うが、既存のものを生かした方向で、余り予算をかけずにいってもらえればと思う。

○沼倉委員長 公明党。

○栄委員 私どもも、城山の演壇でいいのではないかと考えている。できれば3月からスタートできればいいと考えている。

○沼倉委員長 共産党、いかがか。

○大田委員 城山の演壇でいいと思う。

○沼倉委員長 時期についてはどうか。

○大田委員 前倒しで結構である。

○沼倉委員長 市民連合、いかがか。

○小林（正）委員 時期は前倒しで、城山の演壇で十分だと思うが、今思い出したのは、たしか城山のときには、演壇の上に、あと一つ台本を置くものがあって、たしかこのくらいで、斜めになっていたものがあつたが、あれはどこへ行ったのか。はっきり言って、あれがあつた方が目の位置が見やすい。直接置いて原稿を読めるから、あつた方がいいと思う。

○沼倉委員長 みんなのクラブ、いかがか。

○小林（倫）委員 皆さんの意見に異議はない。

○沼倉委員長 皆さんの意見、まず、まとめたのは、対面式質問席は可として、既存のものでよしと。時期については、前倒し、3月ということも出た。3つある中で、どれをという意見は特になかったが、このことについては、事務局、正副委員長で高さとかを微調整した中で、再度、皆さんに確認してもらおうという手順でいかがか。――

時期についても、改めて、事務局の準備等、いろいろとあると思う。工事の関係とかも踏まえて、具体的に3月と出たが、それで間に合うのかということも、報告を含めて結論を出していければと思っているが、それでいいか。――

議事課長。

○河本議事課長　　今、委員長が話されたとおりだが、お金をかけないでという話があったが、とはいっても、お金はかかる。今あるものをそのまま使えないので、色合いがどうか、高さをどうするとか、もし切るのであれば、くっつけなければいけないとか、あと、マイクの設置をしなければいけないことと、カメラの画角がどうかとか、いろいろ予算がかかってきて、今、議会事務局ではその予算は設けていないので、あの演壇を使うとしても、補正予算を組むとか、そういった形で対応するしかないと思うので、なるべく早く補正予算を組むような形で、見積もりをとって、業者を選定することになるので、一定の手順があるので、その辺は理解してもらえればと思う。

○沼倉委員長　　みんなの党、今いろいろと議論されているが、何か意見等、発言があったら伺いたい、いかがか。

○市川議員　　私どもとしては、特に色については問題ない。既存のものでも合うという印象を受けたのと、一番しっかりとした演壇と補助用に1台あるといいと思う。時期についてだが、正副委員長に一任したいと思うが、早ければ早い方がいいと思う。

○沼倉委員長　　無所属の臼井議員、意見があるか。

○臼井議員　　私も、既存のものを使って、時期を早くということに賛成である。

○沼倉委員長　　それでは、そのように取り計らいたいと思う。

今、一般質問の通告の順番の整理ができたので、皆さんにお配りする。

確認してもらえたか。――

あと、特にないか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次回の議会運営委員会は、9月5日、全員協議会終了後に開催する。

以上で議会運営委員会を閉会する。

午前11時22分　閉会